

令和4年3月28日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

製菓衛生師法施行細則の一部改正について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長から、次のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

○主な改正の概要

- ・ 食品衛生法の改正により、製菓衛生師法第2条に規定する菓子製造業の範疇が、菓子製造以外の業種(複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むもの)についても追加された。このため、新たに追加された業種に従事した者については、菓子製造業務に従事していることを確認するため、製菓衛生師試験受験資格職歴書に従事業務内容を記載する欄を追加した。
- ・ 製菓衛生師受験願書に沿える写真の大きさ及び撮影時期について改正した。
- ・ 旧姓又は外国人における通称名の併記の希望について、意向を確認できる様式に改正した。

○施行期日

令和4年4月1日